

## 点検評価表(外郭団体)

### I 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団体名	公益財団法人浜名湖総合環境財団		
所在地	浜松市中央区中央一丁目12番1号	設立年月日	平成3年4月12日
代表者	理事長 阿部 正義	県所管課	交通基盤部 河川砂防管理課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律		
団体の沿革	平成3年に財団法人浜名湖総合環境財団を設立。平成23年に公益財団法人に移行。平成27年度から舞阪PBSの指定管理業務を開始。		
運営する施設	公共マリナー(自己所有(係留棧橋))、公共係留施設(自己所有(係留杭))、舞阪PBS(指定管理)		
団体ホームページ	http://www.hamanako-zaidan.or.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	50,000	24.3
浜松市	38,661	18.8
ヤマハ発動機(株)	35,000	17.0
浜名湖競艇企業団	30,000	14.6
その他	52,239	25.4
基本財産(資本金)計	205,900	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	5
うち県OB	1	うち県OB	
うち県派遣		うち県派遣	2
非常勤役員	31	非常勤職員	
役員計	33	職員計	5

### II 点検評価(団体の必要性)

#### 1 団体の設立目的(定款)

2級河川都田川及び同水系の河川(以下「浜名湖」という。)における船舶等の航行安全の確保、公共係留施設の管理運営等を行い、湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進し、もって、浜名湖の美しさを高めることに寄与することを目的とする。

#### 2 団体が果たすべき使命・役割

河川管理の目的(洪水、高潮等による災害発生防止、河川の適正な利用、流水の機能維持及び河川環境の整備と保全)達成の手段として、県条例に基づく浜名湖内における船舶の通航届出受付事務を県から受託するほか、航行安全施設の設置及び維持管理並びに安全パトロール及び安全講習の実施などの安全啓発活動を行うとともに、プレジャーボートの不法係留船・放置艇対策の一環として、7か所の公共マリナー、17か所の公共係留施設の整備及び管理運営並びに指定管理者として県が整備した舞阪PBSの管理運営を行うことで、湖面の総合的な適正利用を推進し、良好な環境づくりを推進する。

#### 3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や新 たな県民ニーズ	平成8年時には6,500隻余りあった不法係留船・放置艇は現在ほとんどなくなっている。しかしながら、パトロール等を実施しなくなれば、以前のような状態になってしまう懸念が常にあり、放置艇や沈廃船による景観破壊、油流出による環境汚染、漁業施設の被害等に対する懸念は現在も払拭されていない。 また、マリネリアン業界では浜名湖における海洋性レクリエーション活動の健全な発展を切実に願っており、プレジャーボートの普及に努めている。 そのほか、地域住民にとっては、津波等の災害時に公共係留施設の係留船舶が及ぼす危険性に不安を感じている反面、船舶を災害時の交通手段として考えた場合の公共マリナー活用に対する期待もある。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	県条例に基づく浜名湖内における船舶の通航届出受付事務を県から受託するほか、航行安全施設の設置及び維持管理並びに安全パトロール及び安全講習の実施などの安全啓発活動を行うとともに、設立当初から県及び関係市町と協力して、プレジャーボートの不法係留船・放置艇対策を計画的に行ってきた。 また、その一環として、県、市及び財団で整備した7か所の公共マリナー、17か所の公共係留施設の管理運営を行っており、平成27年度からは指定管理者として県が整備した舞阪PBSの管理運営を行っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	浜名湖における船舶の航行安全の確保を目的に水路標識杭の維持管理や航行安全パトロールを実施し、不法係留状態にあった船艇を受け入れる公共係留施設の管理運営をしている団体は他にない。 また、民間が行う船舶のメンテナンス、給油、利用者サービス等は実施しておらず、事業は民間とは競合していない。

#### 4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R5 決算	R6 予算
県委託	浜名湖プレジャーボート関係事務受託事業	県河川管理条例に基づく通航届出の受付等を県からの委託により実施	18,381	18,000
その他	舞阪PBS指定管理事業	県が整備した舞阪PBSの管理運営を指定管理者として実施	11,475	13,087
自主事業	総合環境推進事業	浜名湖における船舶の航行の安全確保のため水路標識杭の維持修繕及び啓発活動及び放置艇を解消するため整備した公共マリーナ等の管理運営を実施	178,226	172,667
合 計			208,082	203,754

#### 5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	R3	R4	R5	評価	
新規艇契約隻数(隻) ※募集隻数(上限値)の90%以上を目標値に設定	72~80	72~80	72~80	C	— ( 毎年度 )
	53	42	36		
浜名湖安全パトロール実施日(日)	20	20	20	B	20 ( 毎年度 )
	18	17	18		
公共マリーナ等契約隻数(隻)	2,241	2,172	2,087	B	2,087 ( R5年度)
	2,241	2,162	2,070		
( )					( )

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

#### 6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路標識杭の設置及び維持管理や通航届出者に対する安全講習の実施により、浜名湖における船舶等の航行安全の確保に努めた。令和3年度から制限区域のルールが水上バイクにも適用されることとなったが、パンフレットやパトロールにより周知を進め、問題なく対応できている。</li> <li>主に高齢化を理由とした係船者の減少については、平成25年度から実施している新規係留艇の受入れにより緩和できているものの、今後も全体隻数の減少が続くものと推定される。</li> <li>係留施設等のパトロールの実施により、係留施設の秩序が維持され、放置艇等の発生も抑えられている。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規艇契約隻数(隻):近年は新型コロナウイルスによる社会情勢の変化もあり、複合的な要因により年々新規契約隻数が減少している。</li> <li>浜名湖安全パトロール実施日数(日):計画的に実施しようとするものの、天候による影響を受けるため、実施できない日程があった。</li> <li>公共マリーナ等契約隻数(隻):近年は新型コロナウイルスによる社会情勢の変化もあり、複合的な要因により、契約隻数の減少に歯止めをかけられなかった。</li> </ul>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	浜名湖における航行安全の確保や不法係留船・放置艇対策としての公共係留施設の管理運営を通して、浜名湖の良好な環境づくりを担っている。	○	平成8年当時で6,500隻以上あった浜名湖内のプレジャーボート放置艇については、財団・県・関係市町等による係留施設等の整備等により、ほぼ解消しているが、放置艇対策は一過性のものではなく、継続的な対応が必要になる。 新たな放置艇の発生防止のためのパトロール、係留施設の管理運営、関係機関等との連絡調整等、財団の役割は引き続き必要不可欠なものと考ええる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
民間等と連携し、マリーナ整備後の財団の方向性を検討	○ 民間と協議の上、マリーナに新規艇を受け入れ、浜名湖の環境の維持向上と関連産業の需要拡大を図る。	○ 公共係留施設の受け入れは平成12年当時の不法係留船に限定してきたが、マリーナ整備後の財団の方向性を検討し、民間と協議の上、平成25年以降は新規艇受け入れを実施しており、新たな放置艇の発生を防止し、浜名湖の良好な環境づくりに貢献している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

### Ⅲ 点検評価(経営の健全性)

#### 1 財務状況

(単位:千円)

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	評価	備考(特別な要因)	
						健全性指標
	経常損益 (a+b-e-f)	▲ 15,419	▲ 26,644	14,176	A	減価償却費の減少
	公益目的事業会計	▲ 15,419	▲ 26,644	14,176		
	収益事業等会計					
	法人会計					
	剰余金	217,546	190,902	205,078	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	主な増減理由等	R6 予算		
						資産の状況	資産
	流動資産	81,085	74,173	104,950	収支のプラス計上	109,116	
	固定資産	492,431	425,765	392,425	構築物の減価償却	383,818	
	負債	150,069	103,136	86,397		76,494	
	流動負債	33,277	27,983	29,707		30,750	
	固定負債	116,792	75,153	56,690	長期借入金の減	45,744	
	正味財産/純資産	423,446	396,802	410,978		416,440	
	基本財産/資本金	205,900	205,900	205,900		205,900	
	剰余金等	217,546	190,902	205,078		210,540	
	運用財産	-	-	-		-	
収支の状況	収入	事業収益 (a)	233,731	225,764	219,006	係船利用収益の減	216,599
		うち県支出額	17,963	17,974	18,381		18,000
		(県支出額/事業収益)	(7.7%)	(8.%)	(8.4%)		(8.3%)
		事業外収益 (b)	5,475	3,441	4,530		4,225
		うち基本財産運用益	77	73	219		235
		特別収益 (c)					
	うち基本金取崩額						
	収入計 (d=a+b+c)	239,206	229,205	223,536		220,824	
	支出	事業費用 (e)	254,221	255,849	208,914	減価償却費の減	215,262
		うち人件費	47,524	44,356	45,213		47,500
		(人件費/事業費用)	(18.7%)	(17.3%)	(21.6%)		(22.1%)
		事業外費用 (f)	404	-	446		100
特別損失 (g)							
支出計 (h=e+f+g)		254,625	255,849	209,360		215,362	
収支差 (d-h)	-15,419	-26,644	14,176		5,462		

## 2 経営改善の取組の実施状況と評価

マリーナ等構築物の減価償却費等により、単年度収支の赤字が続いていたが、令和5年度、減価償却費の減少に伴い収支がプラスに転じた。一方で、マリーナ契約者が減少しており、新規艇を受け入れることにより利用料収入の減少を緩和している。  
 なお、長期借入金は計画どおり返済を進めている。

## 3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

--

## 4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	公益目的事業のみを実施しており、計画的な事業執行により令和5年度決算において黒字に転じた。長期借入金の返済を順調に進める等安定した経営を行っている。	○	係留施設の整備及び修繕に係る減価償却費の計上等により、令和4年度まで赤字が続いていた。 耐用年数の経過に伴い順次、償却期間が終了していく中、平成24年度に整備した公共係留施設係船杭が、令和4年度に償却期間を終えたことで、令和5年度の減価償却費が前年度より大きく減少し、黒字に転じた。 黒字額は、令和6年度に次の大規模修繕に向けて引当金を積み立てることにより、解消をはかる見込みである。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
借入金の返済を確実に進める	○ 利率の高い借入金の繰上返済を行うなど借入金の返済を確実に進めている。	○ 計画的に返済されており、問題はない。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

## IV 改善に向けた今後の方針

### 1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名湖を航行する者に対して通航届出制度を遵守させ、安全航行の徹底を図るため継続的に安全啓発事業を実施していく。</li> <li>・公共係留施設等の維持管理は放置艇の発生防止が重要であることから、今後も係留施設等の秩序が維持されるよう継続的にパトロール等を実施していく。</li> <li>・隻数の減少及び施設の経年劣化を踏まえ、将来計画を行政と連携をとりながら策定していく。</li> <li>・係船契約者の減少に対して、民間マリナー等と連携を図りながら新規係留艇の計画的な受入れを継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共係留施設については、将来的には利用者の減少に伴う施設の統廃合についても検討し、合理化を図ることが望ましい。</li> <li>・直近3年は公共マリナー等契約隻数、新規艇契約隻数とともに減少傾向にあるため、新規係留艇募集については計画的に実施するとともに、公共マリナー等の契約隻数減少を見据えた対応も検討する必要がある。</li> </ul>

### 2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通航届出の期限が到来する者に対して更新案内等を送付し、通航届出制度を遵守させることで、安全航行の徹底を図る。</li> <li>・放置艇の発生防止のため、定期的にパトロール等を実施する。</li> <li>・平成25年度から新規係留艇の受入れを行っており、民間マリナー等と連携を図りながら、今年度も実施する。</li> <li>・将来計画策定を見据えて県から技術職員の派遣を受け鋭意取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共係留施設の利用者の減少に歯止めをかけるため、新規係留艇募集について、民間マリナー等と調整の上、引き続き募集枠を確保し、新規契約隻数を目標値へ近づける方策が必要と考える。</li> <li>・大規模修繕計画の策定にあたっては、すべての公共マリナー等を一律に修繕するのではなく、利用実態に即した計画を検討する必要があると考える。</li> </ul>

## V 組織体制及び県の関与

### 1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	R3	R4	R5	R6	備考(増減理由等)
常勤役員数	2	2	2	2	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣					
常勤職員数	5	4	5	5	
うち県OB					
うち県派遣	2	2	2	2	
県支出額	17,963	17,974	18,381	18,000	
補助金					
委託金	17,963	17,974	18,381	18,000	
その他					
県からの借入金					
県が債務保証等を付した債務残高					

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

### 2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	平成23年度の公益財団法人移行に伴い役員定数を削減するとともに、定款で役員定数の範囲を明記している。 (H22参考 役職員数:51人 うち常勤役員数:1人 常勤職員数:5人)
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤の役員2名の内訳は、県職員OB1人 民間OB1人となっている。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	県との連携を充分に図って公益目的事業を円滑に遂行するためには、2名の派遣職員は必要である。 また、今後の施設の大規模修繕に向け、令和6年度から派遣職員のうち1名を土木職とした。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

### 3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	・係船利用者、民間事業者、漁協、地域住民等との利害調整にあたって河川管理者であり中立的立場にある県からの職員の派遣は引き続き必要であると考えます。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	・県の委託の内容は、県河川管理条例に基づく船舶の通行届出の受付等であり、必要性が認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

## VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

### 1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	舞阪PBS指定管理施設については、評価委員会を開催し、結果を静岡県ホームページに掲載している。	不法係留対応についてはほぼ目的を達成できている。 利用率の維持には新たな利用層の発掘が必要である。 将来的なビジョンを明確にする必要がある。
利用者アンケート	○	-	舞阪PBS指定管理施設の利用者アンケート調査を実施している。	全体について「満足」、「やや満足」との回答は56%となっており、「不満」、「やや不満」の14%を大きく上回っている。 また、今後の利用について、「引き続き利用したい」が79.3%であった。
利用者等意見交換会	○	-	県、市、漁協、マリーナ協会等の関係団体の職員等を構成員とする企画運営委員会を開催し、それぞれからの意見を聞いている。 なお、財団運営の基本的事項を審議する会議であり、公表を前提としていない。	事業計画、事業報告等について説明を行ったところ、特に意見はなかった。
その他 (管理業務委託職員等による直接聴取)	○	-	管理業務委託職員が利用者からの要望等をパトロール中の現場で直接聴いたり、事務局職員が来団、電話、電子メール等により聴取している。	足が悪いので係船場所を駐車場の近くに変更してほしい。 マリーナ内や水路の水深が浅くなっている。 盗難を防止する手立てを講じてほしい。

○:実施している／公表している    -:実施していない／公表していない

### 2 事業やサービスの見直し例

- ・特別な事情のある利用者に対して、係船場所の変更等を行い、不便を解消している。
- ・必要に応じてマリーナに防犯灯を設置し盗難等の防止対策を行っている。
- ・公共マリーナに防災栈橋を設置し、災害時等の利用に備えている。
- ・水路の水深が浅くなり、航行に支障のある場所が増えてきているため、調査等を行い、県、市と協力して浚渫を行っている。